

平成 29 年
4月から

『介護予防・日常生活

支援総合事業』が始まります！

■介護予防・生活支援サービス事業

《訪問型サービス》

訪問介護相当サービス	訪問介護員により行われる入浴介助などの身体介護および生活援助
生活支援訪問サービス	訪問介護員または一定研修修了者(のいちケアソポーター)により行われる掃除などの生活援助

《通所型サービス》

通所介護相当サービス	施設において、看護師や介護福祉士などの専門職により行われる日常生活での支援や機能訓練など
自立支援通所サービス	施設において介護福祉士または一定研修修了者等により行われる体操や交流など
はつらつトレーニング教室	筋力トレーニングなどの運動により、体の筋力やバランス能力を向上し、日常生活の改善を図る

■一般介護予防事業

介護予防教室	介護保険制度や認知症予防・対応などの講話、筋力低下防止の講話や体操
地域サロン・コミュニティ カフェの立ち上げ支援	身近な地域において地域住民が気軽に集える場ができるよう支援

説明会に出向きます



「町内会に来て説明してほしい」「サークルで勉強会をしたいから来てほしい」などの要望があれば、説明会を開催します。ぜひ相談してください。

利用するにはどうすればいいの？

近くの地域包括支援センター、市役所介護長寿課に相談してください。
<持っていくもの>
介護保険被保険者証、
健康保険証、個人番号カードなど
※訪問もできるのでまずは相談してください



■総合事業に関する問い合わせ

介護長寿課 ☎ 227-6066

市地域包括支援センター ☎ 227-6067

✉ kaigo@city.nonoichi.lg.jp

今までのサービスはどうなるの？

「ひとり暮らし高齢者等生活支援事業」は4月から総合事業の訪問型サービスに移行します。



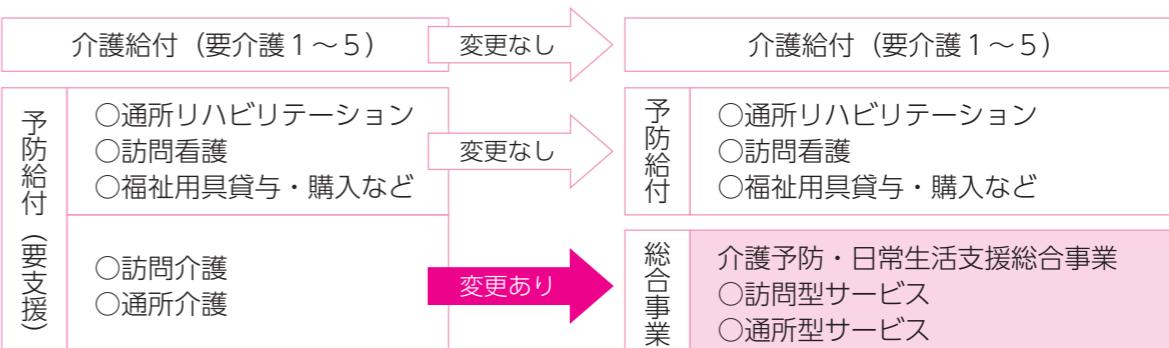
どんな制度なの？

「総合事業」とは…

この事業は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、地域の住民、団体、事業者などが参画して多様なサービスの充実を図り、支援が必要な高齢者を地域全体で支えることを目的としています。

今までとどう変わるの？

《平成29年3月まで》



《平成29年4月から》

介護給付 (要介護1～5)

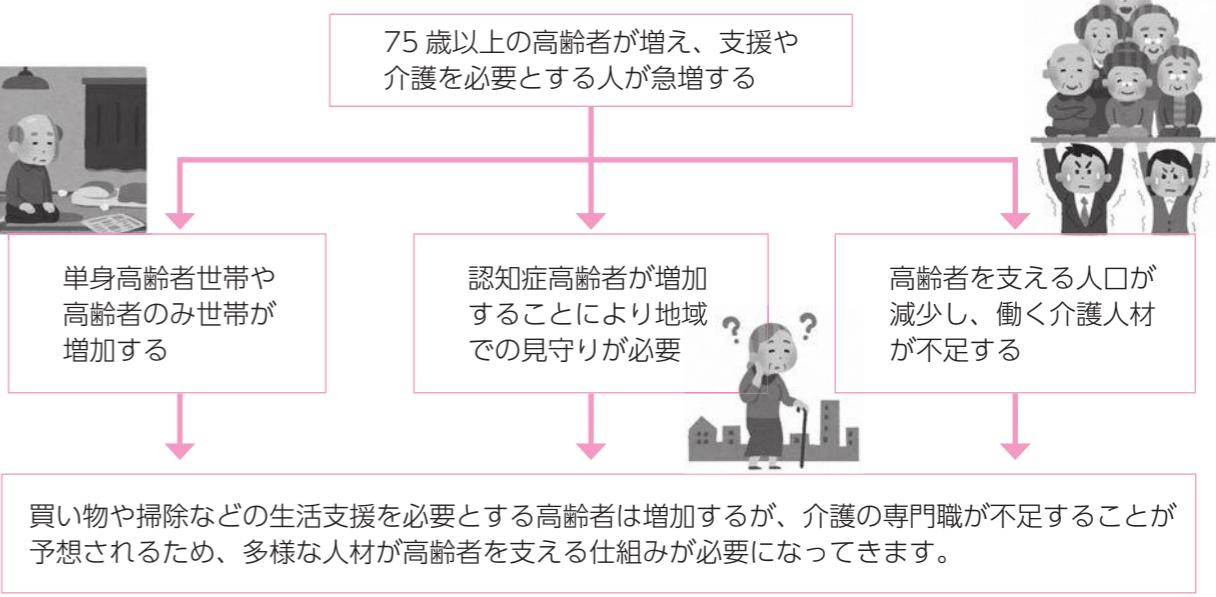
予防給付 (要支援)

総合事業

現行の要支援1・2の人に対する予防給付のうち、訪問介護と通所介護が総合事業に移行します。

なぜこの事業が必要なの？

団塊の世代が75歳を超える2025年以降には、次のようなことが予想されています。



買い物や掃除などの生活支援を必要とする高齢者は増加するが、介護の専門職が不足することが予想されるため、多様な人材が高齢者を支える仕組みが必要になってきます。

※総合事業は専門職でなくとも担えるサービス（生活支援訪問サービス、自立支援通所サービス）をつくり、のいちケアソポーターなどの多様な人材を育成し、活躍していくことにより、2025年問題に対応していくことになります